

- 文件名：财政部 税务总局关于明确先进制造业增值税期末留抵退税政策的公告
- 文号：财政部 税务总局公告 2021 年第 15 号
- 发布日期：2021 年 4 月 23 日
- 施行日期：自 2021 年 4 月 1 日起
- 链接：<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5163917/content.html>

主要内容

一、自 2021 年 4 月 1 日起，同时符合以下条件的先进制造业纳税人，可以自 2021 年 5 月及以后纳税申报期向主管税务机关申请退还增量留抵税额：

1. 增量留抵税额大于零；
2. 纳税信用等级为 A 级或者 B 级；
3. 申请退税前 36 个月未发生骗取留抵退税、出口退税或虚开增值税专用发票情形；
4. 申请退税前 36 个月未因偷税被税务机关处罚两次及以上；
5. 自 2019 年 4 月 1 日起未享受即征即退、先征后返（退）政策。

二、本公告所称先进制造业纳税人，是指按照《国民经济行业分类》，生产并销售“非金属矿物制品”、“通用设备”、“专用设备”、“计算机、通信和其他电子设备”、“医药”、“化学纤维”、“铁路、船舶、航空航天和其他运输设备”、“电气机械和器材”、“仪器仪表”销售额占全部销售额的比重超过 50% 的纳税人。

上述销售额比重根据纳税人申请退税前连续 12 个月的销售额计算确定；申请退税前经营期不满 12 个月但满 3 个月的，按照实际经营期的销售额计算确定。

三、本公告所称增量留抵税额，是指与 2019 年 3 月 31 日相比新增加的期末留抵税额。

四、先进制造业纳税人当期允许退还的增量留抵税额，按照以下公式计算：

允许退还的增量留抵税额 = 增量留抵税额 × 进项构成比例

- 文件名：国家税务总局 关于办理增值税期末留抵税额退税有关事项的公告
- 文号：国家税务总局公告 2019 年第 20 号
- 发布日期：2019 年 4 月 30 日
- 施行日期：自 2019 年 4 月 1 日起
- 链接：<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4308939/content.html>

主要内容

一、同时符合以下条件（以下称符合留抵退税条件）的纳税人，可以向主管税务机关申请退还增量留抵税额：

（一）自 2019 年 4 月税款所属期起，连续六个月（按季纳税的，连续两个季度）增量留抵税额均大于零，且第六个月增量留抵税额不低于 50 万元；

增量留抵税额，是指与 2019 年 3 月底相比新增加的期末留抵税额。

二、纳税人当期允许退还的增量留抵税额，按照以下公式计算：

允许退还的增量留抵税额=增量留抵税额×进项构成比例×60%

四、纳税人出口货物劳务、发生跨境应税行为，适用免抵退税办法的，可以在同一申报期内，既申报免抵退税又申请办理留抵退税。

- 書名：財政部 稅務總局による先進製造業の期末仮払増値稅額の還付政策の明確化に関する公告
- 政策番号：財政部 稅務總局公告 2021 年第 15 号
- 公布日時：2021 年 4 月 23 日
- 施行日時：2021 年 4 月 1 日
- リンク：<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5163917/content.html>

内容

一、2021 年 4 月 1 日より、同時に以下の条件を満たす先進製造企業である納税人は、2021 年 5 月以降の増値稅納稅申告期間内に主管稅務機關にて、増加仮払増値稅額の還付申請を行うことができる。

1. 増加仮払増値稅額がゼロより大きいこと
2. 納稅信用等級が A または B であること
3. 還付申請前の過去 36 ヶ月間において、未控除稅額、輸出稅還付の騙取もしくは増値稅專用發票の架空発行を行っていないこと
4. 還付申請前の過去 36 ヶ月間に脱稅で稅務機關による処分を 2 回以上受けていないこと
5. 2019 年 4 月 1 日から、即時徵收・即時還付、先に徵收し後で返還（還付）に係る政策を享受していないこと。

二、本公告における先進製造企業である納税人とは、《国民经济業者分類国民》に基づいて、該当する製品の製造販売を行っており、その売上額が企業全体の売上総額の割合の 50%以上を占める企業である。該当する製品は次にあげる、非金属鉱物製品、一般設備、専用設備、コンピューター・通信・その他電子機器、医薬品、化学繊維、鉄道・船舶・航空機・その他輸送機器、電気機械、計量機器である。

上述の売上額の割合の根拠は、納税人が還付申請を行う前の過去 12 ヶ月の売上額から算出し確定する。還付申請前の経営期間が 12 ヶ月未満であり、満 3 ヶ月以上である場合、実際の経営期間の売上額から算出し確定する。

三、本公告でいう増加仮払増値稅額とは、2019 年 3 月 31 日と比較した期末仮払増値稅額の増加分である。

四、先進製造企業である納税人が、当期に還付可能な増加仮払増値稅額は、以下の公式に従って算出される。

還付可能な増加仮払増値稅額 = 増加仮払増値稅額 × 専用發票等控除割合

- 書名：国家稅務總局 期末仮払増値稅の還付手續きに関する事項の公告
- 政策番号：国家稅務總局公告 2019 年第 20 号
- 公布日時：2019 年 4 月 30 日
- 施行日時：2019 年 4 月 1 日
- リンク：<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4308939/content.html>

内容

一、同時に以下の条件を満たす（仮払増値稅還付条件に適合する）納稅人は、主管稅務機關にて増値稅の増加仮払増値稅額の還付申請を行うことができる。

（一）2019 年 4 月の稅額が属する期間より、連続した 6 ヶ月（四半期ごとに納稅する場合、連続する二期）の増加仮払増値稅額が全ての月でゼロより大きく、且つ 6 ヶ月目の増加仮払増値稅額が 50 萬元を下回らないこと。

増加仮払増値稅額とは、2019 年 3 月末と比較して新たに増加した期末仮払増値稅額を指す。

二、納稅人に還付可能な仮払増値稅額は、以下の公式によって算出することができる。

還付可能な仮払増値稅額=仮払増値稅額×専用發票等控除割合×60%

四、納稅人の商品や加工品等の輸出、クロスボーダーサービス収入に免税控除還付方法が適応される場合、同一申告期限内に免税控除還付の申請と本仮払増値稅の還付申請を行うことができる。